

審 査 基 準

平成22年4月1日作成

法 令 名：自動車保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第13条第4項
処 分 の 概 要：運送事業用自動車から運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（保管場所標章）、第13条第3項（適用除外等） 自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則第4条（保管場所標章の交付の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部交通部交通規制課規制係（電話026-233-0110）
備 考：